

# 社団法人 町田法人会報



表紙・椰子の実 三橋 國民 氏 画

平成8年.11月.No. **57**

# 地区会のEVENT

# がんばって 地区会活動!!

## □ 会員増強運動

地区会では、10・11月の会員増強月間を控えて、厳しい情勢のなか目標達成をめざして決起大会が開催されました。いずれの催しでも併せて研修会などを実施し、充実した会活動をおこなっています。

## □ 地区別研修会

### 会員間の交流をはかって

#### 鶴間地区役員会

7月9日当日雨の降る中、会長はじめ12名の地区役員出席のもと“一力”にて地区役員会を開催しました。

午後12時より昼食をとりながら井上会長より挨拶、また本年度の事業活動の説明、その他の報告、その後次の2点について協議、活発な意見交換が行われました。

#### 1. 会員増強

前年度同様10社の新入会員確保を目標に

鶴間地区副会長 押田 光 男

頑張る。また、入会されても会費を収め会報を送付されただけでは脱会予備軍になってしまうのではないかと？

そこで、地区として年3、4回の研修会ただし、会員間の交流を目的とする懇親会を署の方も交えて開催する。

#### 2. 班の編成

現在の班では会員数、地域等ばらつきがある為、種々の連絡が迅速にとりにくいので、再編成をおこなう。

以上2点を実行に移すものとして賛同をいただき散会しました。

◀会員のための地区会活動をおこないます



### 表紙のこ と ば

### “ 椰子の実 ”

駅前の八百屋で珍しく椰子の実を売っていた。六百円だった。五十年前私はニューギニアの密林で瀕死の重傷を負い倒れていた。その時、偶然通りかかった他部隊の兵士たちに救出された。四十五度もある灼熱の赤道下だった。出血多量で朦朧（もうろう）としている私の喉に、絶対にあるはずの無い貴重な椰子の水を惜し気もなく垂らしこんでくれた見知らぬ一等兵がいた。彼の笑顔は、今も椰子の実の中に生きつづけている。

三橋 國民

## 改正消費税を勉強

### 成瀬 2 地区合同研修会

広報委員 足立 栄三

成瀬第1、第2地区会合同の地区研修会を9月24日ワタヤ商事4階会議室において開催。当日は連休明けのためか出席者が少なく20名の参加者で行いました。

「改正消費税のあらまし」について、町田税務署鉄川上席指導官より説明を受けた後、たくさんの質問が出ましたが、事例をあげての説明に皆様納得されていました。

研修会終了後、八木地区会長より10月～11月の会員増強運動について説明、目標（加入



税の勉強会にたくさんの方が集った

率71%) 達成に向け協力依頼があり、去年は3月ぎりぎりでの達成だったので、今年は早期達成を計って頂きたい。また、加藤厚生委員長より経営者大型保障制度への加入促進についてもお願いをされました。

## 会員増強に向け力強く決意

### 鶴川 3 地区合同役員会

鶴川3地区合同役員会を8月21日“サト”にて6時30分より開催しました。鉄川上席指導官に挨拶を頂き、次に本日のテーマ、会員増強について、金子組織委員長に増強運動について説明を頂き、入会10社達成に向けて会員増強に取り組むことを決意しました。

次に大型保障制度加入について、大同生命、A I U保険会社より説明があり、役員協力を得て加入促進をお願いしました。

会議終了のあと懇親会にうつり地域の情報交換を行いました。9時に終了。参加者23名。

鶴川第3地区会 会長 須崎 一 男



組織委員長の地元です がんばります

## 目

地区会活動	2
青年部会・女性部会 公開講演会	5
合同役員サマーセミナー	6
法人税問答シリーズ 消費税Q & A	8
我が地区会の 名物会員を紹介します	10

## 次

短歌・俳句欄	11
税務署からのお知らせ	12
部会だより	13
委員会報告 平成9年度 税制改正要望全国大会	16
編集後記	24

## 事業を充実して地区会の団結を



真剣に、もりだくさんの議事にとりくむ

1. 開催日 平成8年9月17日（火曜日）  
午前11時30分より午後1時30分
2. 出席者 千葉会長他8名 オブザーバー、  
大同生命大塚所長他2名
3. 議題
  - (1) 会員増強運動について  
10月～11月の会員増強月間に際して未  
加入法人に対して精力的に勧誘する。  
また、年間を通して会員獲得を行うこ  
とを確認した。
  - (2) 地区研修会の開催について  
10月中旬を目標に鶴間地区と合同で開

## 地区会の発展をめざして

原町田第1第2地区会では、合同で10月7日会員増強決起大会を開きました。

夕方おそくまでのお店の仕事もそこそこにおおぜいの役員が会場に集ってきます。

組織充実の事例をビデオで研修したあと、熱心に会員増強策と研修計画を協議しました。

税務署からは、木村、工藤両統括官と鉄川上席指導官が出席、役員を激励しました。

## 小川・つくし野地区役員会

小川・つくし野地区会 篠本 隆

催したいので多くの会員動員を各位にお願いすることを確認した。

内容については、「改正消費税法研修会」

- ① 消費税率の改正
- ② 中小事業者に対する特例措置の改正  
事業者免税点制度  
簡易課税制度
- ③ 仕入税額控除制度の改正等についての説明を担当官にお願いする。
- (3) その他  
法人会協賛の福祉バザーに品物提供の協力を依頼した。
- (4) 大同生命保険相互会社大塚所長より  
大型保障保険の加入について各地区役員の60%加入を目標にしているので協力していただきたいとの強い要請がありました。  
最後に次回の地区合同研修会の成功を祈り散会しました。

## 原町田2地区合同役員会



わが地区会の発展のために、皆さん頼みます

大反響！遠くの町からも人々が詰めかけた



青年部会・女性部会

## 公開講演会

春山茂雄先生の

### 脳内革命による健康のコツ 楽しみのコツ

青年部会副部長 堤 嘉彦

本年も青年部会・女性部会合同の公開講演会が多数の御来場をいただき大盛況に開催出来ました事を誌面をお借りし謹んで御礼申し上げます。

“「脳内革命」による健康のコツ、楽しみのコツ”と題しまして、昨年より大ベストセラーであります「脳内革命」の著者の春山茂雄先生を講師にお迎えして行なわれました。

健康への関心が毎年毎年と高まる中で、体を動かす事や食べ物での健康維持又は健康管理から一歩も二歩も踏み込んで、心の持ち方や考え方を、東洋・西洋両医学の道を極めた春山先生が解り易く、おもしろく話してくださいるので、場内は立錫の余地も無く又、冷房も利かないありさまでしたが、最後まで聴いていただけました。又多数の方が熱心にメモを取っていました。

青年部会・女性部会の公開講演会は、本年度で3回目。計画は本年4月より、予算案、役割分担と女性部会との合同会議を幾度となく重ね6月になりました。

リーフレットの作製、配布、会場打合せと進む中で、肝心の来場者数が掴めない。それ故会議では、その事が話題の中心となる。分刻みのスケジュールも出来上がり、PRの効

果で問い合わせも来るようになり、周りの人の反応も、「是非聞きに行くよ！」と日ごとに盛り上がりの感触を持ちました。席は700席に変更し、場合によっては追加ですぐ200席出せる様にしようとしたが決まり、この日を迎えたわけです。

5時30分開場の予定でしたが、5時頃には、受付のロビーが一杯になる始末で、急遽30分開場を繰り上げました。その後も多くの方がお越しいただき、会場は満員となりました。そして、あとから来た方には誠に申し訳ないがお断りする事にしようと決めたとしたら、「いやいや折角来ていただいたのだから立ち見でよければ入ってもらおう」「でも1時間半も立ち見では申し訳ない。やはり断わろう」と、やっと落ついたのが6時。

そうしたら、春山先生が来ない来ない。開演時間になってもまだ来ない。どうなってるんだ！…と私だけでなく、千人を超えた人が皆思う。なぜ来ないんだ？ 雨で足元が濡れたのか？

ほんとうに皆さんに御迷惑をお掛け致しましたが、来年もよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

# 厳しさをもって貴しとし……

## 合同役員サマーセミナー開く



役員だからまず勉強です

合同役員サマーセミナーは、9月3日神奈川県箱根で開かれた。ことしは去年までと趣をかえて、あえて外部講師を招くことをしないで、就任2年目の岩波会長に法人会の原点についての講話、そして町田税務署の町田署長には税の歴史と現在の税制についてのお話をお願いした。

講話の後、大型保障制度等の保険業務を推進する協力会社に感謝状と記念品を贈呈。

ひきつづいての地区別懇談会では会員増強と研修活動についての熱心な話し合いが行なわれた。

夕刻、ふたたび120人が一堂に会して懇親会を開催。法人会の将来について、景気の展望について、話はいつ果てるともなく実り多い一日を過した。

### 法人会活動について

岩波会長講話から

昨年の法人会全国大会にかかげられたスローガンがあります。「法人会・国を動かすエネルギー」。法人会は税の協力団体です。税がなければ国もない、町田市もない。法人会は、まさしく国を動かす団体です。

法人会は公益法人です。公益法人は不特定多数の人に利益をおよぼす団体、社会に役立つ団体でなければならない。その理念を達成するには多くの人に参加してもらわなければならない。会員増強が必要なのです。



地区会ごとに活動方針を協議

先人の努力を無にしないで  
訴える岩波会長



町田法人会は小さな集りから諸先輩の言葉につくせぬ努力によって今日的发展を見ることができました。私達はそれを受けついでいかなければなりません。

法人会の役員の方々に申しあげたいことは、あすの法人会の理想像をはっきりイメージして活動していただきたい。目標をたてたら必ず完徹する。会議で決めたことは実現してこそ会議が終わったと言えるのです。

具体的には、会員組織率は各地区会70%を確保すること。また研修事業では地区会の研修参加者が少ないので、その上昇をめざして活発に、こまめに研修を行なう。地区会長だけにまかせないで、役員みんなで努力していただきたい。法人会の活性化は地区会の活性化からです。お願いごとばかりですが、私は厳しさをもって貴しと考えたいのです。どうぞ皆様のご協力をお願い申し上げます。



ことしも、すすんで参加しました

税の歴史をひもとく  
町田税務署長の町田氏



## 租庸調から消費税まで

町田署長講話から

税という字は、稲穂がたれている意の「禾」と人から着物をはぎとる意の「兌」からできていて、収穫の一部をとりあげるという意味を持っているそうです。

はじめに税は労務の提供という形で生まれ、大化の改新で租と庸と調が制度として決められました。その後、社会の変化にともなって形を変えてきました。時が過ぎて農業中心経済から商工業中心経済へ移ると、税も地租から所得税・法人税の時代へ、申告と納税も賦課課税制度から申告納税制度の時代へと変わり、最も民主的な制度になっています。

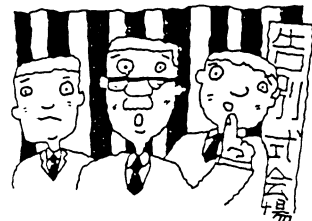
消費税は、欧米では大恐慌のあった1920～1930年頃に取引税・小売売上税などの名前で生まれました。新税が生まれるのは、戦争・大不況のときで、日本では消費税が平成元年に生まれましたが、そういう危機感のない時で大変な難産でした。

税務署は明治29年11月に国の機関として全国に設置されて以来、100年を迎えました。わずか100年の間にも税制は変遷してまいりました。しかし、私どもに課せられた「適正・公平な課税の実現」は、過去から変わることなく与えられた使命でございます。皆様の税に対するより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

# 社葬にできる場合とは？

## —— 告別式からの帰り道で

社長「今日の告別式では、つい涙が出たよ。」  
部長「惜しい方が亡くなられたものです。あの方は社長と同じく、  
一代でここまで築きあげられた功労者ですからね。」  
社長「共に励ましあってきた仲だけに、なおさらさみしかったよ。」  
部長「会社も社葬でお送りした訳ですが、社葬ですから経費は会社で持ったんでしょうね。」



社長「それは違うだろう。故人は、公私の別をきちんとしていた方だから、個人で負担したんじゃないかね。いやいや、そもそも個人で持つべきものだよ。」  
部長「課長どう思うかね。」  
課長「先日、たまたま、法人会の研修で聞いたんですが、いわゆる創業社長や貢献のあった専務など社葬にふさわしい人で、その費用が常識的な金額なら会社の経費になるとのことでした。」

また、香典収入は、会社の収入に上げないで遺族のものとしてよいとの説明でした。  
社長「そうかね。税務署も、まじめに働いた人には、ちゃんと面倒を見てくれるんだね。」

\*\*\*\* **ポイント（法人税基本通達 9-7-19）** \*\*\*\*

役員が死亡したため会社が社葬を行い、その費用を負担した場合には、一定の要件のもとに、その費用を福利厚生費等とすることが認められています。

一定の要件とは、次の要件をいいます。

- (1) その社葬を行うことが社会通念上相当と認められること。
- (2) その負担した金額が、社葬のために通常要すると認められる金額であること。

まず、社葬を行うことが社会通念上相当かどうかの判断基準は、故人の会社における経歴、地位すなわち貢献度、及び会社の規模などが考えられます。

次に、社葬のために通常要すると認められる金額の判断としては、具体的には会社の規模等によって異なるものと考えられますが、この中には、遺族が個人的に負担すべき費用は含まれません。

個人的な費用とは、例えば密葬費用、香典返礼費用、墓石・仏壇費用、戒名料などが考えられます。

（会葬者が持参した香典等を会社の収入とせず、遺族の収入とすることが認められます。）

\*\*\*\*\*



## 仕入税額控除の要件における 「帳簿」の記載内容について

平成6年に消費税法の一部改正が行われ、平成9年4月1日から適用されることとされました。

この改正により、簡易課税制度を選択していない、いわゆる本則課税の事業者は、仕入税額控除を受けるための要件が、現在の課税仕入れ等の事実を記載した「帳簿又は請求書等の保存」から「帳簿及び請求書等の保存」とされ、平成9年4月1日以後の課税仕入れについては帳簿と請求書等のいずれかではなく、両方とも保存しなければならないこととされました。

### \*\*\* 一取引で複数の種類の商品を購入した場合 \*\*\*

Q1 一回の取引において商品を2種類以上購入した場合（例えば、文房具と飲料）には、「文房具ほか」、「文房具等」の記載でもよいですか。

A 複数の一般的な総称の商品を2種類以上購入した場合でも、経費に属する課税仕入れについてはその通り取り扱って差し支えありません。

ただし、課税商品と非課税商品がある場合（例えば、ビールと贈答用ビール券）には区分して記載する必要があります。

（参考） 経費に属する課税仕入れの具体的記載例

- 一般の事業者の文房具類の購入……文房具
- 郵便切手等の購入……国内郵便料金、国際郵便料金

### \*\*\* 帳簿に記載すべき氏名又は名称 \*\*\*

Q2 仕入税額控除の要件として保存すべき帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称を記載すべきこととされていますが、この場合の氏名又は名称の記載は、例えば、「姓」だけ、あるいは「屋号」による方法も認められますか。

A 帳簿の記載事項として法定されているのは、課税仕入れの相手方の「氏名又は名称」でありますから、例えば、個人事業者であれば「田中一郎」と、また、法人であれば「株式会社鈴木商店」と記載することが原則であります。

ただし、課税仕入れの相手方について正式な氏名又は名称及びそれらの略称が記載されている取引先名簿等が備えられていること等により課税仕入れの相手方が特定できる場合には、例えば「田中」、「鈴木商店」のような記載であっても差し支えありません。

また、飲食店等のように電話番号が明らかであること等により課税仕入れの相手方が特定できる場合には、正式な氏名又は名称の記載でなくても差し支えありません。

# 92歳現役で活躍中

広報委員 鶴川第2地区会 石 阪 和 義



若い頃から体を鍛えていました

## 70年間も現役で

わが地区会の名物会員、築地賢作さんは元気で、健康だけがとりえだと謙遜される現役社長です。若々しくてとても92歳には見えません。

明治38年に静岡県阿南郡玉川村（現在は静岡市）で生まれ、21歳の時から旋盤を70年間扱ってきました。いまでも、コンピューターや音響関係の部品を、金属棒より旋盤により削り、自動旋盤では作れない1/100mm～1/1,000mmの精度が要求される、小さな部品を作り出しています。

メガネはしていますが、細かい作業はだれにも負けない自信を持っています。メーカーからも信頼され、築地さんに頼めば精度の高い製品が出来ると注文が多いので、不景気に関係なく仕事が忙しくて、月曜から金曜日の毎日午前8時から午後5時まで働いています。1日150～200個の製品を削り出しています。

## 健康の秘訣は

小さいころは身体が弱かったので、中学生頃より、マラソンや水泳等いろいろなスポーツで身体を鍛えました。

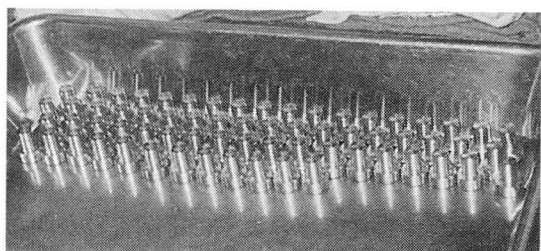
健康の秘訣は、自分で作った朝鮮人参酒を毎日少しずつ（さかづき1杯）続けて飲んでいること。また忙しい中でも、必ず1週間に1回は1万歩以上歩くことです。

仕事をしている時が一番楽しく、目の疲れや肩こりはなく、人間ドックで検診を受けても、どこも悪いところはなく、いたって健康です。

## 法人会役員も現役

法人会活動も長く、故三橋会長や石井前会長等と一緒に活躍され、よく八王子税務署へ通ったそうです。その頃も会員増強で団地の階段を上り下りして大変苦勞されました。

現在でも、当地区会の幹事として活躍され地区の研修会、役員会には必ず出席され、経験を生かしたご指導をして頂いております。



人の技が生きてます

## 短歌 俳句欄

### 短歌

(株)飯田機械産業 飯田 重利

櫻んぼの枝引き寄せて口に食ふ

風のすがしき戸隠の朝

飛び立てぬ若鳥達の巢立ちをば

親鳥離れ並び見守る

(株)久美堂 井之上久子

感動の「青州の妻」の舞台なり

夫の医術に献身の愛

青州の夫婦の絆は世のために

つくす尊き医の道に生く

(株)鈴加 鈴木 サダ

初物のらつきように視線集れり

夜の厨は笑みてにぎわう

みちのくの車中からおけとぎれなし

はや着きたるか次の宿場に

(株)八木商店 八木きよ子

夕暮れてこほろぎの鳴く軒下の

鉢の花々夏を終りぬ

つつがなく終りし今日を思いつつ

湯舟にひたる宵の安らぎ

### 俳句

(株)宝永堂 三橋 國民

本表紙画「椰子の実」に

スコールに光りてありし椰子の実か

夕立に椰子の実を独り描いている

椰子の実を卓しよくに飾りて晚き夏

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫

奥州路秘湯の名花訪ね入る

峰ざくらワンゲルたちを迎えけり

(株)三興 澁谷 清

おもかげは独り歩きよ花すすき

風齋忘奇しくも句集かぜの声

(株)アローエンタープライズ 矢沢 武

道標のくちし天城や鬼あざみ

昂ぶりにけむる天城や夏鶯

(株)町田電子計算センター 土方いよ子

梅雨の月二階へ猫の泣きに来る

柿の花まだ濡れてゐる運動靴

(株)昌電舎 佐瀬さち子

故郷に母の空あり敬老日

白萩の吹きもどされて花ふやす

(有)加藤電機 加藤美恵子

泣きやまし児の髪揺れる風は秋

切り枝を焼く夜の明り夏のはて

(株)岡直三郎商店 岡 富士子

子と酌めり肴の鱒こげており

お隣とわが家の虫のシンフォニー

丸昭シルク(株) 堀内 判子

干梅を舐めて捨ててゐし孫の声

運動靴はいて園児の盆踊

(株)堤ビル 堤 敏子

茄子をもぐ過不足もなき夕明り

妻籠へは左一里や赤とんぼ

# 税 務 署 から の お 知 ら せ

## 納税証明書の交付申請される方へ

納税証明書その1（納税金額の証明）とその2（所得金額の証明）について

その1（納税金額の証明）⇒個人・法人ともに当署1階管理第1部門で交付

その2（所得金額の証明）⇒個人申告分は、当署3階個人課税第1部門で交付

その2（所得金額の証明）⇒法人申告分は、当署2階法人課税第1部門で交付

交付申請にあっては、個人申告分については本人の、法人申告分については代表者本人の、それぞれの身分証明書（運転免許証・健康保険証等）と印鑑をお持ちください。

なお、代理人による交付申請については、委任状と、代理人の印鑑と身分証明書（運転免許証・健康保険証等）とお持ちください。

また、交付に際して（400円×申告または事業年度分×枚数）の手数料が必要です。

※ 交付申請の手続きにつきましては、大変お手数をおかけしますが、皆様の大切な個人・法人の情報を守るためのものですので、ご協力をお願い致します。

## 磁気テープによる法定調書提出のご案内

法定調書は、磁気テープにより提出することができます。特に、支店や工場等が多く、電算処理により法定調書を作成している場合には、本店等の所轄税務署に一括して磁気テープによる提出ができます。会員の皆様の事務効率化のためにも、磁気テープによる提出について是非ご検討下さい。

なお、磁気テープの規格等は下記のとおりですが、詳細については町田税務署個人課税第1部門（資料情報担当）【☎0427-28-7211 内線314】までお問い合わせください。

### 【磁気テープの規格】

1. 記録密度 6,250BPIまたは1,600BPI
2. トラック数 9トラック
3. テープ幅 0.5インチ
4. テープ長 2,400フィート
5. 記録コード JIS(8単位)またはEBCDIK(8単位)

① 漢字コードについては、原則としてJISコードですが、JISコード以外については、個別に照会して下さい。

② ファイルの仕様書等については、説明書を作成しておりますので、個別に照会して下さい。

## — 高瀬ダムと安曇野をめぐって —

女性部会幹事 内田正子

10月16日午前7時30分我々一行は東電から大石所長さん他お二人と税務署の木村第1統括官、鉄川上席指導官の御同行を得て信州安曇野を目指して出発した。女性部会15周年の記念すべき一泊の見学研修会である。出発時は曇天だったがしだいに天気は良くなり車中のムードも天気以上に良好となった。

盛り上がりつつあるバスの中、大石所長さん、鉄川上席指導官から電気及び納税の研修を受け、電気の有難さや、納税の義務などを再認識しているうちに信州のワサビ田に到着。ここで昼食なのだが流石にワサビ田と言うだけあってワサビづくしである。ありがたく、おいしくいただいた。さて腹ごしらえもできたし本日の目的地高瀬ダムへ出発。車窓からの景色はすでに晩秋の面持ちで真赤なナナカマド、寄り添う道祖神などを眺めていると何故か優しい気持ちになってくる。しばし仏さんの心境で無心になっていたらテプコ館に着いてしまった。バスを乗り換え山頂の高瀬ダムへ到着。ここは別世界、私の貧弱な語彙では表現できない美しさだ。山、水、空気、風その他森羅万象全ての力を同時に浴びせられ、茫然自失の状態である。興奮覚めやらぬままダムを後にし、ホテル入りとなった。ところが税務署のお二人はここから東京へお帰りになられるとのこと。とても残念だがいたしかたない。大変お世話になりました。さて残った我々は美肌の湯と言われる湯泉につかり、御馳走をいただき満腹になったところで全員参加のゲームやカラオケなどなど……。



大自然にふれて科学をみました

今思い出しても笑いがこみ上げてくる。かくして第1日目は無事予定を消化できたのであった。

さて、一夜明けた17日。昨日は晩秋の風情だった北アルプスの山々はすっかり雪化粧し初冬のたたずまいになっている。ナナカマドの赤も強さを増しているのだった。北アルプスは一晩で秋から冬になれるらしい。2日目はしばし浮世を離れ、美術館で時間を過ごし、アートヒルズではガラス細工を観賞。まさに芸術の秋にぴったりだ。ちょっと気取ってホテルでランチ。このホテルのロケーションが



が又、絶景である。時間よ止まれ、であるが、現実に戻って三年味噌を買い二日ぶりの町田へと着いたのであった。

こうして楽しい一泊旅行が出来たのは、東京電力さんのご協力は言うに及ばず、税務署

の方々、その他多くのお力を貸して下さった方々のおかげだと心からお礼申し上げます。

そして最後に「ここで女の底力」、安曇野の思い出を胸に私は今年も年末を乗り切るのであります。

## 手づくり研修会に参加して 小ものづくりと酒まんじゅう

盛夏の候も過ぎ、朝夕は涼しさを一身に一日の職場も満悦出来る季節となりました。法人会女性部会も9月6日成瀬駅前センターを借りて研修会を実施致しました。遠方の方では成瀬駅前の発展にビックリされた方もおられたのではと思います。

今回は部会長さんに教授して頂き、健康保険証及びカード入れを作りました。現代は、電話、病院、買物、海外旅行等カードの時代、時のうつり変りの激しい中で、とても良い作り物と皆さんが喜んで居られた様子でした。

町田税務署からも2名の方が見えられ一所懸命女性部に負けずにキレイに仕上げました。中には内職に作って販売したら等と笑顔満面に作っておられたのに、私達も喜んでいただけましたものとホッと致しました。

次に神蔵副部会長さんから酒まんじゅうの作り方について。材料、仕込、仕上迄の行程

女性部会幹事 金子ハナをととても分りやすく説明して頂きました。昭和の初期に生まれた個性的な味、添加物が全然入ってない、酒まんじゅうを口いっぱいにはおぼり本当におしく頂きました。

堤部会長さん、神蔵副部会長さん本当に有難うございました。当日迄は幹事役員が弱いので、さぞ夜も眠れぬ程御心配をかけた事深くおわび致します。次の時は各自がしっかり勉強をして女性部会の発展のために頑張っていきたいと思っています。

季節の変わり目故皆さん一人一人がお体に充分気をつけて次の会合にも元気で会いするのを楽しみにしております。

又、社長さん達に喜んで戴けるよう一日一日内助につとめながら、町田法人会女性部会は、すばらしいとおほめの言葉を頂けるように21世紀をめざして頑張ってお参ります。

部会だより

青年部会

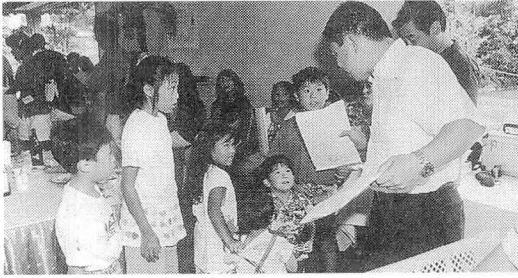
## たのしい思い出ができました。

### 第6回ファミリー研修会

8月24日、町田ボウリングセンターに於て、ファミリー研修会が、参加者49名（大人

青年部会幹事 諸星征孝 32名、小人17名）で行なわれました。その中には、町田税務署前統括官の西本ご夫妻も参

皆さんよくできました



さて、優勝したのは誰でしょう



加して下さいました。残暑というよりも、初秋のような気候で、スポーツの秋が近づいて来たな、と思う陽気でした。集合時間の9時30分には、部会員のご家族が楽しそうに笑顔で、続々といらっしゃいました。

ゲームでは、女性はハンディを15、お子様はハンディ30~60と、ガーター防止のバンジーレーンの使用により、誰でも優勝できるという事で、皆さん張り切っている様子でした。10時に会場のアナウンスと同時にゲームが始まったのですが、その直後に、西本さんが、第一投後に勢い余って、大転倒するというハプニングがありました。後でご本人の弁では、学生時代に1日20ゲーム以上投げていたそうで、今回は優勝を狙っていたそうです。他の男性陣も、昔、腕を鍛えた様子で、ストライク・スペアを取っていました。意外だった事

は、小さなお子様は、ガーターにならないのですが、ピンまでボールが転がらず、途中で止まってしまうアクシデントが続出したことです。係の人が、忙しそうにレーンの間を駆け回っていました。2ゲームを終え、懇親会に移り、成績発表と昼食会が始まりました。1位にはかつてプロボウラーを目指したという堤副部長が。2位3位5位は男性が占め、そして、第4位をなんと2才の男の子が獲得しました。本人よりも親の方が恐縮していたことが印象的でした。表彰の後、ジャンケンゲームが全員で行なわれ、大人も子供も混えた、白熱した戦いが繰り広げられ、2回戦では、非情にも子供を負かした三橋相談役が勝ちました。歓談を混ぜての立食パーティーは、瞬く間に過ぎ、無事閉幕しました。

部会だより

源泉部会

## 間違いやすい事例いろいろ

本年度第1回の研修会は9月26日城南信用金庫原町田支店で行なわれた。雨の中熱心な部会員が集って、今回は源泉所得税と消費税の二本立てで、①源泉所得税・誤り易い事例（現物給与など）、②消費税・改正の概要と留意点について、町田税務署法人課税部門の佐藤統括官、鉄川上席、酒井上席の各氏におねがいして、わかり易いしかも為になる説明を受けることができた。



新しい知識を必ず身につけることができます

# 参加者が倍増

平成8年度初級実務簿記



初級実務簿記講習会は今回で15回目を迎えました。例年は、受講希望者が定員枠を越えることもありました。そこで、今回は、2部構成にして定員枠を増やしたところ、参加者が倍増し、ニーズに応えることが出来ました。

講習会で全課程を終了された方は、次のとおりです。(敬称略)

## 昼の部 修了者名簿

天野通信(株)  
 (有)安諸工業所  
 (有)アイ・ピー・エス・ジャパン  
 (有)利運  
 (株)テレニクス  
 丸町商事(有)  
 石井自動車工業(株)  
 (有)ベラ  
 (有)エンデバー  
 (有)ヤマギシズム生活実蹟地  
 生産物多摩供給所  
 (有)オイスマ基工  
 (有)喜多見工務店  
 (有)ウエストポイント商会  
 アトリエ無伴(有)  
 (株)トネパーツ  
 (有)安田土木  
 (有)プラス・ワン  
 (有)カツラ・オプト・システムズ  
 (有)ビーアンドケイ  
 (有)アベニュー  
 (有)アーティチョーク  
 大里興業(有)  
 (株)大沢園  
 (有)創美  
 (有)川口管工業  
 相模サービス(有)  
 (有)テクニックスウオッチ  
 双立建設(株)

森山葉子  
 安諸久子  
 新藤敬子  
 山縣理絵子  
 荒田康子  
 佐々木真也子  
 石井幸枝  
 村松あい子  
 永易芳子  
 藤井彰子  
 生沼紀子  
 梶森康子  
 福岡穆彦  
 岸川純子  
 刀禰平 清  
 安田正太郎  
 森 真一  
 桂 理津子  
 中川美津江  
 市川輝子  
 金子 潔  
 根岸富美子  
 大沢節子  
 小山悦子  
 襲主紀子  
 菅原幸子  
 若林香穂利  
 小山田俊子

## 夜の部 修了者名簿

テクノアース(有)  
 日本電話設備(株)  
 (学) 玉川学園  
 (有)ひまわり企画マネキン紹介所  
 (有)一陽商会  
 (有)新星舎印刷所  
 (株)インテリジェントサイエンス  
 日本ビシエイ(株)  
 (有)大蔵商事  
 (有)タツミ設備工業  
 (有)タツミ設備工業  
 (株)大妻工務店  
 (株)大妻工務店  
 (株)プレシア  
 (有)オール製靴  
 (有)オール製靴  
 (株)榎屋商店  
 尚栄機工(株)  
 (株)テイ・アイ・ジー  
 不二ホームコンポーネント(株)  
 ユタカ電気(株)  
 ユタカ電気(株)  
 ユタカ電気(株)  
 斎富建設(株)  
 (有)ヤマギシズム生活実蹟地  
 生産物多摩供給所

森山佳孝  
 山田恭子  
 大槻利行  
 内田善吉  
 原田 修  
 名取玲子  
 鈴木美和子  
 神谷治子  
 宮地竹虎  
 多積由子  
 熊田信子  
 藤田睦子  
 山本美智子  
 佐藤 譲  
 西田光寿  
 菊地洋行  
 榎屋三恵  
 萩原美代子  
 森川やよい  
 小島芳子  
 相合谷理  
 池原信雄  
 石上耕作  
 森 秀子  
 春木顕司



# おもいきった法人税軽減を

平成9年度 税制改正要望全国大会

## 個人所得も減税 消費課税を充実

平成9年度の「税制改正要望全国大会」が8月27日、東京の日本青年館で開かれ、全国から法人会員1,300人が参加して、「決議」「基本事項」「個別事項」を審議、いずれも満場一致で採択した。ことしは政府の消費税率見直しの年に当たるため、例年より一か月早く開催されたものである。

要望は、未曾有の財政危機と高齢化社会の到来を踏まえ、行財政改革の断行と規制緩和、税制改革の推進により、経済及び経営の活性化を図るべきであると、その実現を強く訴えている。具体的には国際的に見ても高すぎる法人税の税率を米国並みの40%に引き下げる。同時に個人の所得税率も引き下げる。そのために消費課税の充実が必要であることを強調している。

## 大会スローガン

- ◎ 活力ある経済・社会の構築めざす  
税制の確立を！
- ◎ 財政赤字解消は国民的課題  
行財政改革・規制緩和の断行を！
- ◎ 法人の実効税率は40%程度に  
中小企業の税負担も軽減が必要！
- ◎ 同族会社の留保金課税を廃止  
中小企業の経営基盤強化を！
- ◎ 国税・地方税あわせ  
所得税の最高税率50%に引下げを！
- ◎ 直間比率の是正・福祉財源に  
消費税率のさらなる充実を！
- ◎ 事業税・住民税を見直し  
法人の実効税率の引下げを！
- ◎ 中小企業は日本経済の原動力  
事業承継に格段の配慮を！



力強く要望事項を朗読

採択に先だって行われた講演は「元気を取り戻せるか日本経済—現状と展望—」と題して、元経企庁事務次官で現在、慶応義塾大学教授の赤羽隆夫氏が行った。

## 税制改正に関する要望

### 第1部 総論

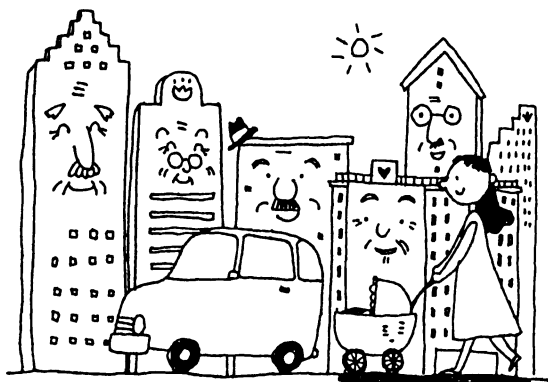
#### 第1 大胆な構造的施策の推進を

将来の課題と認識されていた、21世紀社会の到来が、今や目前に迫ってきた。その21世紀を、より豊かで生き甲斐のある社会とするために、わが国の経済・社会の構造的改革が強く求められている。政・官・民の協調により規制と保護に支えられ、その枠組みのなかで高い経済成長をとげてきた体制が、自由化や国際化、高齢化の急進展で崩れ出し、活力さえも失われつつあるからである。

とりわけ、いまなお続く資産デフレと昨年

夏までの急激な円高とは、いちじるしく企業の収益力を低下させ、産業の空洞化をもたらした。その結果、企業はリストラに追われ、勤労者の雇用機会は減少している。最近、ようやく景気回復をうかがわせる動きも出てきたが、中堅・中小企業を中心に取り残されている分野が多く、まだまだ不況は続いているというのが多くの経営者の実感である。

われわれ経営者は、この歴史的な転換期を乗り切り、厳しい試練を克服するための努力を重ねている。しかし、それを実りあるものにするためには、租税政策をはじめ、国と地方の施策が適切に運営されることが前提となる。政策当局は、平成9年度の税制改正に当たり、このことを正しく認識し、積極的な施策を講ずるべきである。



## 第2 強力な行財政改革の断行を

わが国の財政収支は、現在、世界最悪というべき状況に陥っている。たとえば、長期債務残高は平成8年度末に442兆円に達する見込みであり、財政収支の赤字は国内総生産の7.0%にも相当し、米国の1.7%、ドイツの3.9%はもとよりフランスの4.2%をも上回る。さらに、国鉄清算事業団の長期債務をはじめ、財政処理を必要とするいわゆる隠れ借金が約43兆円もある。このような財政事情のもとでは、景気刺激策をはじめ、財政に期待されている施策を遂行することはできない。速やかに財政を再建し、政策対応力を

回復する必要がある。そのために社会保障関係費の抑制、配分の見直しなど公共事業の合理化、農業予算等の各種補助金の減額などにより極力、財政支出を減らすべきである。ま

## 税制改正に関する決議

わが国は、いま21世紀の到来を目前に、国際化と高齢化の急激な進展のなかで、歴史的というべき大きな転換期に直面している。しかも、製造業を中心とする事業活動の海外移転、いわゆる産業の空洞化が急速に進み、資産デフレの後遺症もあって、企業経営は厳しい困難に直面している。他方で、財政収支は多年にわたる過大な国債依存の政策によって、その本来の機能を果たしえない状況となっている。

この難局を打破するためには、わが国の経済・社会が活力を発揮しうる条件を整備する政策を果敢に実施しなければならない。具体的には行財政改革の断行、さらなる政府規制の緩和、税制改革の推進である。しかし、この国民的課題の遂行は、租税政策の面でもみるべき成果をあげていない。いまこそ法人の税負担を国際的水準に引き下げ、個人所得の減税も併せ行い、かつ消費課税を充実して、国税と地方税にわたる税制改革の実をあげるときである。

よき経営者の集いを目指し、長年にわたり納税意識の高揚と税務知識の普及に尽力してきた当会は経済活性化に寄与する税制の構築を要望し、全国130万社会員の総意として、右、決議する。

平成8年8月27日

財団法人 全国法人会総連合  
税制改正要望全国大会

た、国と地方自治体の行政機構を簡素化し、議員と公務員の定数を減らして給与費を節減、財政投融资も見直すべきである。いうまでもないが、いっそうの政府規制の緩和は、行財政改革の視点からも極めて有効である。

このさい政府は、聖域を設けることなく、あらゆる施策を抜本的に見直し、米国の経験なども参考に、財政再建の指標と目標年次とを設定すべきである。行財政改革の推進と財政資金の効率的な配分に必ずや寄与するはずである。

### 第3 高齢化社会への積極的な備えを

わが国は、いま社会革命というべき高齢化社会が進行している。それ自体は、決して悲嘆すべき現象ではなく、むしろ慶ぶべき事柄であろう。しかしながら現在でも年間約70兆円規模にもなる社会保障給付支出は、4年後には90兆円を突破する。とくに、医療給付費の伸び率が大きく、現時点の約28兆円から約38兆円に膨らむであろう。老人医療費の急増が主因である。

この増大する社会保障負担は、現役の働き手の租税と社会保険料とに依存するほかないが、いわゆる労働力人口の構成比は驚くべき速度で急低下している。もちろん働き手の雇い主である企業や法人の負担も増加する。その負担を、いたずらに後世代に残すわけにはいかない。

現状のまま推移すると、租税負担と社会保険料負担、つまり国民負担は近い将来、国民所得に対し確実に50%台に乗る。60%台になるという予測もある。しかし、欧州の停滞した経済・社会をみれば、断じてそうさせてはならない。年金給付制度と医療保険制度とを改革し、さらに経済の活力を復活して、将来とも国民負担率は50%未満、理想を掲げれば45%程度にとどめる必要がある。

そのためにも、21世紀に向けた民間企業の



活力発揮の基盤づくりが不可欠である。

### 第4 税制改革で経済の活性化を

わが国の経済・社会を国際化、空洞化、高齢化に対応できる強靱な体質に改めるうえで、租税政策が負っている役割は極めて大きい。この点は、すでに国民共通の認識と思われるが、現実の税制はわれわれの期待に程遠いのが実情である。改革の具体案で国民合意の形成ができないでいること等を理由に、政治が責任を十分に発揮していないためである。

しかし、われわれが長年にわたり要望してきたように、改革の方向は明らかである。まず、国税と地方税とを通じ、法人の税負担を思い切って引き下げ、少なくとも米国並みとする。併せて個人所得への課税も軽減する。そして、消費課税を充実し、税収構造の直間比率を是正する。同時に、課税ベースを広げるなどして税制全体の課税の適正化、公平化をはかり、かつ簡素化して納税と徴税のコストを下げる、等の施策が是非とも必要である。



町田の税制委員も参加しました

# 平成8年度 税制改正

## 土地譲渡益課税

# 法人、個人ともに 相当の軽減が実現!!



土地譲渡益課税については、法人税、所得税ともバブル期に地価上昇を抑制するために税率引き上げが行われましたが、平成8年度税制改正で、バブル崩壊後地価が下落傾向をたどっていることから税率の引き下げが実施されることとなりました。

法人税関係では、長期所有、短期所有、超短期所有の土地重課の税率が半減されるとともに超短期の

場合に適用されていた分離課税が追加課税に改正されました。

所得税関係では、個人の長期所有土地の譲渡益に課税される税率が平成2年度以前の水準まで引き下げられました。

詳細については以下の通りです。

### 1 法人の土地重課税率の引き下げ

法人が所有している土地等(土地または借地権等)を譲渡した場合には通常の法人税とは別に、その土地等にかかる譲渡益だけを取り出して、これに所有期間に応じて10%~30%の税率で特別の法人税が課税されてきました。

#### 〈法人の土地重課制度〉

$$\text{特別課税による税額} = \left( \begin{array}{c} \text{収} \\ \text{益} \\ \text{の} \\ \text{額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{譲} \\ \text{渡} \\ \text{の} \\ \text{原} \\ \text{価} \end{array} - \begin{array}{c} \text{経} \\ \text{費} \\ \text{の} \\ \text{額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} 10\% \\ \text{〜} \\ 30\% \end{array}$$

今回の改正では、法人の土地等の譲渡益課税について一般の土地譲渡益に対する追加課税の税率が所有期間に応じて以下のように引き下げられました。

#### 〈追加課税の税率〉

	(改正前)	(改正後)
長期譲渡(所有期間5年超)	10%	→ 5%
短期譲渡(所有期間5年以下)	20%	→ 10%
超短期譲渡(所有期間2年以下)	30% (分離課税)	→ 15%

(注) 1. 超短期譲渡については、税率30%が15%となったのと同時に分離課税が追加課税に改められました。  
2. この改正は平成8年1月1日以降の土地等の譲渡について適用されています。

#### ■改正前と改正後の比較計算例

(例) 法人の所得金額が2億円で、その所得金額のうち土地譲渡利益金額が1億円の場合で、その土地譲渡が、①長期所有土地、②短期所有土地、③超短期所有土地、の場合の法人税額の計算は次のとおりとなります。(なお、法人税率は37.5%とします。)

##### ①長期所有土地の場合

(法人所得の税額) (土地譲渡益の税額) (法人税額)  
改正前 2億円×37.5%+1億円×10%=8,500万円  
改正後 2億円×37.5%+1億円×5%=8,000万円

##### ②短期所有土地の場合

改正前 2億円×37.5%+1億円×20%=9,500万円  
改正後 2億円×37.5%+1億円×10%=8,500万円

##### ③超短期所有土地の場合

改正前 2億円×37.5%+(1億円×(37.5%+30%)  
-1億円×37.5%)=1億500万円  
改正後 2億円×37.5%+1億円×15%=9,000万円

##### ④赤字法人(超短期譲渡所得1億円)の場合

改正前 1億円×(37.5%+30%)=6,750万円  
改正後 1億円×15%=1,500万円

## 2 個人の土地長期譲渡所得課税の軽減

今回の改正で、個人の土地所有期間が5年を超える長期所有土地への課税、いわゆる「長期譲渡所得課税」について、特別控除後の譲渡益に乗じる税率が3段階に分けられ、部分的に引き下げられました。

従来までは譲渡益の額に関係なく一律39%（所得税30%、住民税9%）であったのが、平成7年度改正で、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分については32.5%（所得税25%、住民税7.5%）の税率に引き下げ

られましたが、今回の改正では、さらに特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分については26%（所得税20%、住民税6%）、8,000万円以下の部分については32.5%（所得税25%、住民税7.5%）に引き下げられました。なお、8,000万円を超える部分については従来どおり39%の税率のままです。

なお、この改正は平成8年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されています。

（改正前）

特別控除後の譲渡益 4,000万円以下の部分	32.5%	所得税 25% 住民税 7.5%
---------------------------	-------	---------------------------

特別控除後の譲渡益 4,000万円超の部分	39%	所得税 30% 住民税 9%
--------------------------	-----	-------------------------

（改正後）

特別控除後の譲渡益 4,000万円以下の部分	26%	所得税 20% 住民税 6%
---------------------------	-----	-------------------------

特別控除後の譲渡益 4,000万円超 8,000万円以下の部分	32.5%	所得税 25% 住民税 7.5%
---------------------------------------	-------	---------------------------

特別控除後の譲渡益 8,000万円超の部分	39%	所得税 30% 住民税 9%
--------------------------	-----	-------------------------



### 改正前と改正後の比較計算例

（例1）

土地の売却価額……4,000万円  
土地の取得費……不明（昭和55年相続取得）  
譲渡費用……300万円

〈譲渡所得の計算〉

（譲渡価額）（概算取得費）（譲渡費用）（長期譲渡特別控除額）  
4,000万円 - {(4,000万円 × 5%) + 300万円} - 100万円  
（課税長期譲渡所得金額）  
= 3,400万円

**改正前** 3,400万円 × 25% = 850万円……①  
3,400万円 × 7.5% = 255万円……②  
① + ② = 1,105万円

**改正後** 3,400万円 × 20% = 680万円……③  
3,400万円 × 6% = 204万円……④  
③ + ④ = 884万円

（例2）

土地の売却価額……2億円  
土地の取得費……4,000万円（昭和45年取得）  
譲渡費用……800万円

〈譲渡所得の計算〉

（譲渡価額）（取得費）（譲渡費用）（特別控除額）（課税長期譲渡所得金額）  
2億円 - {4,000万円 + 800万円} - 100万円 = 1億5,100万円

**改正前** 1億5,100万円 × 30% - 200万円 = 4,330万円……①  
1億5,100万円 × 9% - 60万円 = 1,299万円……②  
① + ② = 5,629万円

**改正後** 1億5,100万円 × 30% - 600万円 = 3,930万円……③  
1億5,100万円 × 9% - 180万円 = 1,179万円……④  
③ + ④ = 5,109万円

# 政府税制調査会 法人課税小委員会での審議状況

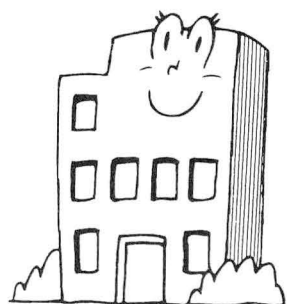
## 主要な検討項目および論点

法人課税については、約30年の間抜本改革が行われておらず、これに対し政府税制調査会では法人課税小委員会を昨年10月に設置し、活発な審議を重ねてきました。

東法連では、その審議内容について入手した資料に基づき、以下のとおり主要な検討項目および論点についてとりまとめました。

それによると、法人税制の中での課税ベースの拡大による法人税率の引き下げが主要な議論となっていると思われます。

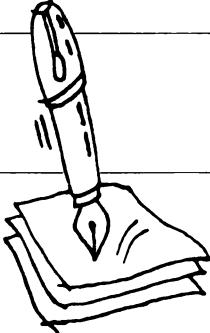
なお、政府税制調査会では、本年11月に答申を出す予定にしています。



検討項目	現 行	論 点	コ メ ン ト
税 率	基本税率37.5% 実効税率49.98% (法人税33.48%、地方 税16.50%)	課税ベース拡大による基本税率および実効税率の引き下げ	我が国は、先進国中ドイツに次いで法人税負担が重い。「国際競争力維持のため、税率引き下げが必要」との認識に立ち、法人課税の負担を軽減するため、課税ベース拡大で減税財源を賄おうとしている。 法人税1%の税収は約4,000億円である。 同小委のこれまでの審議経過より法人税2.5%の減税を視野に入れた検討をしている模様で、とりあえず1兆円(4,000億円×2.5)の財源を課税ベース拡大でカバーしようとしている。

### ■課税ベース拡大の対象となる項目

検討項目	現 行	論 点	コ メ ン ト
1.引当金 ○貸倒引当金	法定繰入率または、実績繰入率による引当金繰入が認められている。	実績繰入率のみを認めるべき	「法定繰入率は、実態を反映していない。また、同引当金は、利用実態が大企業に片寄っている。」といった意見が公平性の観点よりある。 残高4兆6,726億円(うち大企業利用割合84.3%、なお残高は94年2月~95年1月末の間に終了した事業年度までの計数であり、以下の引当金についても同様)
○退職給与引当金	累積基準のうち累積限度額が「当期末退職給与支給額の40%まで」の繰入が認められている。	累積限度額を40%→30%にすべき	残高13兆9,335億円(うち大企業利用割合89.4%)
○賞与引当金	暦年基準方式または、支給対象期間基準方式による場合に認められている。	同引当金の廃止	87年度改正でいったん廃止が決まったことがあり、改めて廃止の方向で検討される模様。 残高8兆7,768億円(うち大企業利用割合77.5%)

検討項目	現 行	論 点	コ メ ン ト
○製品保証等引当金	製品の欠陥等の補修の費用にあてるために認められている。	同引当金の廃止	非適用業種とのバランス、費用の先行計上の必要性等で問題があるとの指摘があり、廃止が有力である。 残高2,511億円（うち大企業利用割合88.5%）
○返品調整引当金	棚卸資産の買い戻しによる損失の見込額に認められている。	同引当金の廃止	製品保証等引当金と同様
○特別修繕引当金	一定の大規模な修繕に要する費用にあてるために認められている。	同引当金の廃止	製品保証等引当金等と同様
2.租税特別措置	特定の政策目的を実現するため、税額控除、特別償却、準備金等が認められている。	廃止	抜本的な整理合理化の推進、税負担の公平性の確保、課税ベースの拡大、規制緩和、透明性の確保、特定企業に受益が集中するのを排除する、といった観点から廃止される可能性がある。 全租特廃止により約3,920億円が捻出される。
3.公益法人課税	27%の軽減税率、寄付金に係る特例等により優遇されている。	普通法人に対する優遇規定の縮小ないし廃止	普通法人との間で税率や課税所得の範囲等で優遇されている点が多く、これを利用した課税逃れが行われている場合がある。ここ数年の間に公益法人に対する課税は強化されてきているが、財源確保の立場からより一層の課税強化が行われる可能性がある。
4.有価証券の評価	企業支配株式を除く上場有価証券の評価には原価法と低価法の選択が定められている。	原価法のみの評価とすべき	含み損だけを認識して、含み益を計上しない低価法は「課税の公平上問題がある」といった意見があり、原価法に一本化される可能性がある。
5.長期請負工事	工事完成基準を原則としつつ、利益の見込まれるものについては工事進行基準で収益費用が計上できる。	工事進行基準に一本化すべき	企業会計の慣行、適正な期間損益の計算、工事原価の見積り、赤字工事、国際会計基準等の観点から工事進行基準に一本化される可能性がある。
6.減価償却方法	有形減価償却資産については定額法または定率法が定められている。	建物について定額法への一本化、耐用年数の見直し、償却方法の途中変更	有形減価償却資産のうち建物について、償却方法の定額法への一本化、国際比較で長い耐用年数の短縮、利益操作に使われやすい償却方法の途中変更の制限等について議論がある。
7.割賦・延払基準	割賦販売等および延払条件付譲渡等について賦払金の履行期に利益計上できる。	販売基準に一本化すべき	
8.中小法人に対する軽減税率	中小法人の各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に28%の軽減税率が適用されている。	基本税率への一本化	基本税率（37.5%）と軽減税率の格差は正に着目した議論がある。 
9.法人事業税	所得を課税標準として課税されている。	外形標準課税の導入	外形標準課税を検討するに際しては、所得に人件費、利子、賃貸料の支払額の合計額を課税対象の付加価値とする「加算法」を用いる案がある。

# インターネットで **東京都** が情報を発信

東京都では、パソコン通信の商用ネットワーク上に「東京都情報」コーナーを開設し、都の情報を提供しているところですが、このたびインターネットを利用した「東京都情報」を提供することになりました。

東京都からのお知らせ、知事発言集、審議会・懇談会の情報、相談・申請等の窓口案内など多様な情報を、開かれた都政の推進の一環として、広く都政情報を提供しています。

ご利用ください。

また、「知事への提言」もインターネットで受信しています。

## 「東京都情報」

インターネットで

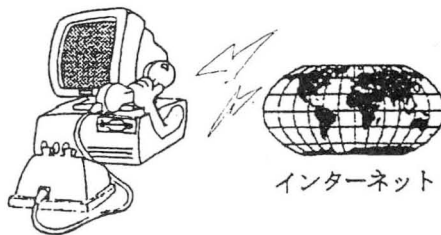
… (アドレス)

<http://www.metro.tokyo.jp>

パソコン通信で

… (ニフティサーブの場合のコマンド)

GO TOKYO



インターネット

(PC-VANの場合のコマンド)

J TOKYOBB

(PEOPLEの場合のコマンド)

GO TOKYO

## 「知事への提言」

手紙・ハガキで

…〒163-01 東京都庁「知事への提言」担当

ファクシミリで …… 03-5388-1233

インターネット・パソコン通信で

…上記の「東京都情報」にアクセスしてください。

詳しくは都庁政策報道室広報部企画管理課へおたずねください。

☎ (03) 5388-2266

## 編集後記

9月初頭の「箱根役員研修会」10月11月の「会員増強月間」そして「税を知る週間」と本年度の法人会活動もいよいよ佳境に入って参りました。

広報委員会としても会員の皆さんの地区会の活動を広くご紹介し、ご自身の地区会の一層の活性化のお役に立てればという主旨で、今後も地区会活動の取材をして参りたいと思います。引き続き皆さんからの寄稿もお待ちしておりますのでよろしくご協力下さい。



法人会のシンボルマークです。  
カラーはマリンブルー。

発行人 社団法人 町田法人会長 岩波 弘介

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853



# 「そろそろ、決めるか」

事業一筋に打ち込んできたため、  
どちらかといえばおろそかになっていた将来に対する備え。  
企業の成長とともに、責任はますます重くなっています。  
そんな重責を果たしつつも、余裕が感じられる毎日を……。  
きつと表情にもゆとりが出てくるはずですよ。



Lタイプの  
すぐれた  
特長

- ◆最長85歳までの長期保障、保険料は満期まで一定。
- ◆充実の医療保障で安心。
- ◆法人が負担した保険料は、  
一定の範囲で損金に算入できます。
- ◆海外での事故・病氣も保障。  
(海外アシスタンスサービス制度あり)
- ◆重責にふさわしい最高4億円を超える大型保障。
- ◆国内・海外での救援者費用も保障。
- ◆退職金、功労金などの財源として利用できます。
- ◆女性医療特約により女性特有の疾病による入院も保障。

## 企業保障プラン〔総合型L〕

法人会の経営者大型総合保障制度

引受会社

**DAIDO** 大同生命

八王子支社町田営業所/町田市中町1-1-16  
TEL 0427-22-5756 (東京建物町田ビル8F)



**AIU**

西東京支店/八王子市旭町10-3  
(安嶋中央ビル3F) TEL 0426-44-3151

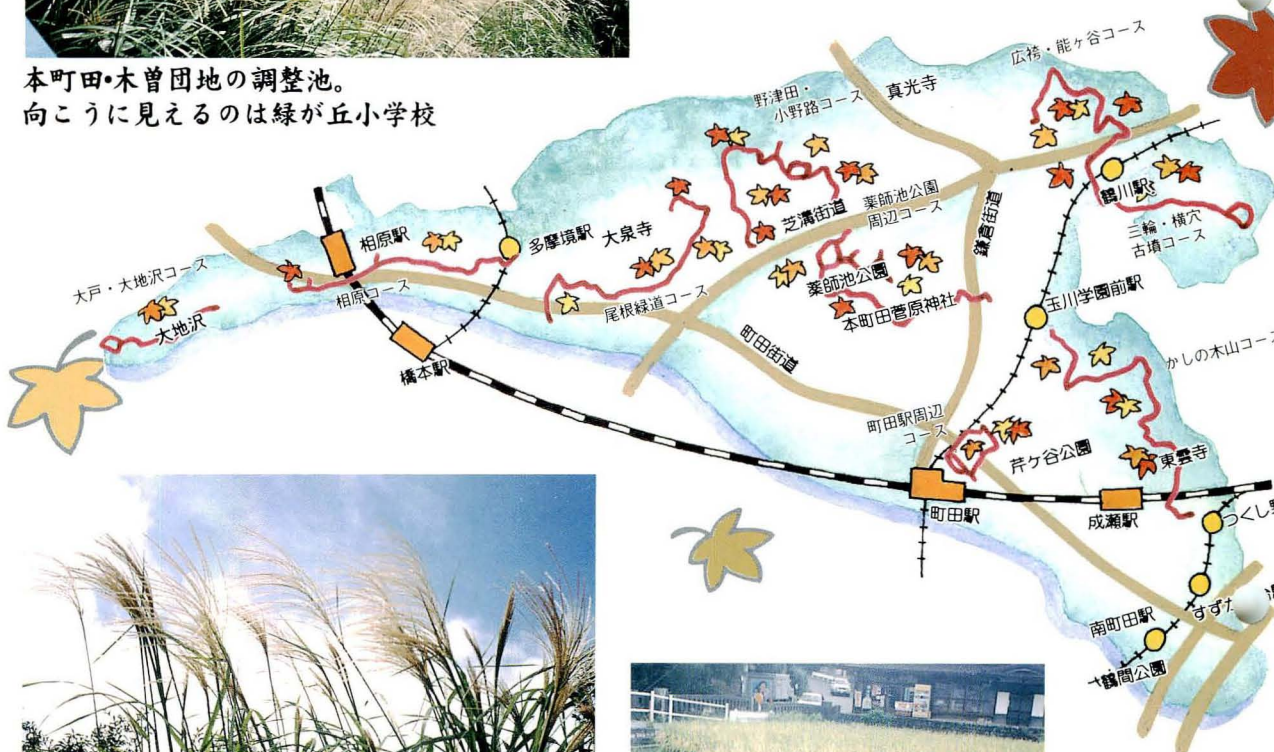
# 秋・紅葉 ウォッチング



本町田・木曽団地の調整池。  
向こうに見えるのは緑が丘小学校



薬師池公園(町田市提供)



天高く...  
秋風にたなびくすすき

## 写真提供のお願い

次回の会報では、市内の風景で御来光をテーマに予定しています。  
お手持ちの写真を提供して下さい。



野津田・参道橋付近